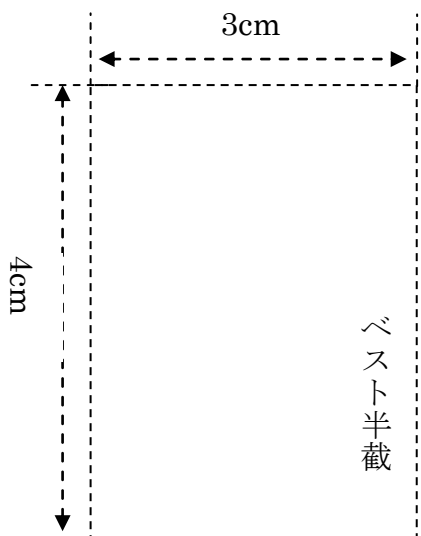


別表第三号（第二条関係）
写真の規格



（備考）

- 一 写真は脱帽して上半身を写したものであること。
- 二 身体障害者手帳申請のときから一年以内に撮つたものであること。ただし、特別の事情があるときであつて、その写真によつて本人を認識する上に支障がないときは、この限りでない。